



2015、4月号

4月に入り、桜舞い散る新たな出会いの季節ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
今月のテーマは、H27 税制改正にて創設予定の「結婚・子育て資金の一括贈与」です。

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度が創設される予定です！！

「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度」とは、父母・祖父母等が子・孫の結婚や子育て資金の支払に充てるために金銭等を贈与した場合に、1,000万円まで贈与税を非課税にする制度です。
制度の内容については下記の通りです。

◆要件

- ①直系尊属（父母・祖父母等）から贈与されるものであること
- ②贈与を受ける子・孫が20歳以上50歳未満であること
- ③贈与を受ける子・孫の結婚・子育て資金の支払に充てるためのものであること
- ④贈与者は、金銭を金融機関等に信託すること

◆金額

贈与を受ける子・孫1人につき1,000万円まで（結婚に際しての費用は300万円まで）

◆期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までに拠出すること

◆申告

贈与を受ける子・孫は、この特例の適用を受ける非課税申告書を、金融機関を経由して税務署長に提出する必要があります。

◆払出しの確認

贈与を受けた子・孫は、払出した金銭を結婚・子育ての支払に充てたことを証明する書類を金融機関等に提出する必要があります。

◆終了時

子・孫が50歳に達した場合、死亡した場合、信託財産が0となり終了の合意があった場合には、資金管理契約は終了となります。終了時、残額があるときは残額に対して贈与税が課されます。

◆贈与者死亡時

贈与者が死亡した場合に、残額があるときは、その残額は相続により取得したものとみなして、相続財産に加算されますので、ご注意下さい。

◆検討事項

原則として、扶養義務者（親）がその都度、生活費・教育費を支払った場合、結婚の新生活に必要な家具や家電製品については、そもそも贈与税は非課税です。

そのため、この特例をすぐに適用するのではなく、ライフプランに合わせて適用を検討される事をおすすめします。

2015年4月吉日 作成者 天野



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町 1-3-5 アンフィニ・天満橋 803

TEL06-6944-1022

FAX06-6944-1033



Yoshida Mayumi